

一般社団法人投資信託協会
会長 松谷 博司 殿

ピクテ投信投資顧問株式会社
代表取締役社長 萩野琢英

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第10条第1項第17号の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

(1) 資本金の額

2021年8月末日現在：2億円

委託会社が発行する株式の総数：20,000株(普通株式：10,000株 A種優先株式：10,000株)

発行済株式総数：1,563株(普通株式：800株 A種優先株式：763株)

最近5年間における資本金の額の増減：2018年10月10日付で2億円から14億円に増加
2018年12月7日付で14億円から2億円に減少

(2) 委託会社の機構

① 経営の意思決定機構

株主総会で選任された取締役および監査役で構成される取締役会が設置されています。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を含む企業運営方針を決定し、取締役の職務の執行を監督します。また、取締役会の定めた経営方針・経営計画に基づく業務執行の意思決定(取締役会の専権事項を除く。)を行う機関として、取締役会で選任された経営会議メンバーで構成される経営会議が設置されています。代表取締役は経営会議メンバーの業務を統括し、指揮監督します。

② 投資運用の意思決定機構

運用部門、プロダクト部門およびコンプライアンス部門の代表者を主要メンバーとして構成される投資政策委員会において、投資政策の審議・決定ならびにその運用の成果および投資政策との関連での妥当性を分析します。投資政策委員会において決定された信託財産の投資政策に基づき、運用部門が運用の指図を行います。運用の指図に関する権限を外部の投資顧問会社に委託することまたは外部の投資顧問会社からの助言を受けることがあります。

2. 事業の内容及び営業の概況

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業、第一種金融商品取引業の一部、第二種金融商品取引業の一部および付随業務の一部を行っています。

2021年8月末日現在、委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額は次のとおりです(ただし、マザーファンドを除きます)。

種類	本数	純資産総額(円)
追加型株式投資信託	120	2,230,454,412,009
単位型株式投資信託	33	110,994,262,765
合計	153	2,341,448,674,774

3. 委託会社等の経理状況

1. 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

当社の財務諸表及び中間財務諸表に掲記される科目、その他の事項の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期事業年度(2020年1月1日から2020年12月31日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度の中間会計期間(2021年1月1日から2021年6月30日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人の中間監査を受けております。

財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第35期 (2019年12月31日現在)	第36期 (2020年12月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	4,506,488	5,682,471
前払費用	78,871	83,085
未収委託者報酬	2,295,464	2,752,470
未収収益	448,435	357,055
関係会社未収入金	-	47,462
その他	13,874	9,481
流動資産計	7,343,134	8,932,026
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	※1 187,123	174,567
器具備品	※1 122,817	145,253
有形固定資産合計	309,941	319,820
無形固定資産		
ソフトウェア	36,066	22,211
その他	831	831
無形固定資産合計	36,898	23,043
投資その他の資産		
投資有価証券	5,433	7,035
長期差入保証金	286,676	286,676
繰延税金資産	891,796	870,386
投資その他の資産合計	1,183,907	1,164,099
固定資産計	1,530,747	1,506,963
資産合計	8,873,881	10,438,989

(単位：千円)

	第35期 (2019年12月31日現在)	第36期 (2020年12月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	25,546	27,859
未払金		
未払手数料	1,272,877	1,561,855
その他未払金	382,635	416,336
未払法人税等	337,277	464,835
賞与引当金	1,081,528	954,110
その他	116,692	258,778
流動負債合計	3,216,556	3,683,775
固定負債		
関係会社長期借入金	2,400,000	2,400,000
退職給付引当金	140,138	141,403
資産除去債務	81,736	81,933
固定負債合計	2,621,875	2,623,337
負債合計	5,838,431	6,307,113
純資産の部		
株主資本		
資本金	200,000	200,000
利益剰余金		
利益準備金	50,000	50,000
その他利益剰余金	2,784,524	3,879,839
繰越利益剰余金	2,784,524	3,879,839
利益剰余金合計	2,834,524	3,929,839
株主資本合計	3,034,524	4,129,839
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	925	2,036
評価・換算差額等合計	925	2,036
純資産合計	3,035,449	4,131,876
負債・純資産合計	8,873,881	10,438,989

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第35期		第36期	
	自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)		自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	
営業収益				
委託者報酬		16,420,074		19,659,986
その他営業収益		1,487,877		1,799,020
営業収益計		17,907,952		21,459,006
営業費用				
支払手数料		9,941,917		12,156,102
広告宣伝費		344,051		356,996
調査費				
調査費		184,540		164,855
委託調査費		1,459,077		1,564,499
委託計算費		405,398		413,072
営業雑経費				
通信費		67,770		68,967
印刷費		290,584		271,550
諸会費		12,802		27,913
図書費		2,981		2,951
諸経費		5,831		5,017
営業費用計		12,714,954		15,031,926
一般管理費				
給料				
役員報酬		122,116		94,766
給料・手当		1,865,795		1,936,929
賞与	※ 1	376,353		361,248
賞与引当金繰入		1,037,268		814,890
旅費交通費		151,720		36,115
租税公課		71,096		85,636
不動産賃借料		354,515		373,422
退職給付費用		56,799		147,225
固定資産減価償却費		78,558		76,435
消耗器具備品費		34,152		18,858
人材採用費		29,741		32,134
修繕維持費		30,152		29,166
諸経費		214,632		184,990
一般管理費計		4,422,905		4,191,820
営業利益		770,092		2,235,259
営業外収益				
受取利息		22		31
法人税等還付加算金		956		47
受取配当金		976		1,044
為替差益		-		2,332
その他		703		492
営業外収益計		2,659		3,947
営業外費用				
支払利息	※ 2	45,625		45,750
その他		3		-
営業外費用計		45,628		45,750
経常利益		727,123		2,193,457
特別損失				
雑損失		-		2,494
雑損失		-		2,494
税引前当期純利益		727,123		2,190,963
法人税、住民税及び事業税		341,559		574,568
法人税等調整額		△106,783		20,919
法人税等合計額		234,775		595,488
当期純利益		492,347		1,595,474

(3) 【株主資本等変動計算書】

第35期(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(千円)

	株主資本				株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金		評価・換算 差額等合計
		利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計					
当期首残高	200,000	50,000	2,292,176	2,342,176	2,542,176	62	62	2,542,239	
当期変動額									
当期純利益	-	-	492,347	492,347	492,347	-	-	492,347	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	862	862	862	
当期変動額合計	-	-	492,347	492,347	492,347	862	862	493,209	
当期末残高	200,000	50,000	2,784,524	2,834,524	3,034,524	925	925	3,035,449	

第36期(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(千円)

	株主資本				株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金		評価・換算 差額等合計
		利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計					
当期首残高	200,000	50,000	2,784,524	2,834,524	3,034,524	925	925	3,035,449	
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	△500,160	△500,160	△500,160	-	-	△500,160	
当期純利益	-	-	1,595,474	1,595,474	1,595,474	-	-	1,595,474	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	1,111	1,111	1,111	
当期変動額合計	-	-	1,095,314	1,095,314	1,095,314	1,111	1,111	1,096,425	
当期末残高	200,000	50,000	3,879,839	3,929,839	4,129,839	2,036	2,036	4,131,876	

重要な会計方針

区分	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 其他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。
3. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支出見込額の当期負担分を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職金に充てるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。過去勤務費用及び数理計算上の差異は、その発生年度に一括損益処理しています。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

未適用の会計基準等

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以降開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針とあわせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発に当たって基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき事項がある場合は、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取り扱いを追加することとされております。

(2)適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)

(1)概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、公正価値測定に関して会計基準の開発を行い、2011年5月に「公正価値測定」(IASBにおいてはIFRS第13号、FASBにおいてはTopic820)を公表しており、IFRS第13号は2013年1月1日以降開始する事業年度から、Topic820は2011年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針とあわせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発に当たっての基本的な方針として、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされています。ただし、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別事項に対するその他の取扱いを定めることとされています。

(2)適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

3. 会計上の見積りの開示に関する会計基準等

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

(1)概要

国際会計基準審議会(IASB)が2003年に公表した国際会計基準(IAS)第1号「財務諸表の表示」(以下「IAS第1号」)第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準(以下「本会計基準」)が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則(開示目的)を示したうえで、具体的は開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2)適用予定日

2021年12月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

4. 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)

(1)概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改訂を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解(注1-2)の定めを引き継ぐこととされております。

(2)適用予定日

2021年12月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

注記事項
(貸借対照表関係)

第35期 (2019年12月31日現在)		第36期 (2020年12月31日現在)	
※1 有形固定資産の減価償却累計額		※1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物付属設備	321,546千円	建物付属設備	345,643千円
器具備品	285,681千円	器具備品	320,878千円

(損益計算書関係)

第35期 自 2019年1月1日 至 2019年12月31日		第36期 自 2020年1月1日 至 2020年12月31日	
※1 従業員及び役員の賞与であります。		※1 従業員及び役員の賞与であります。	
※2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。		※2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。	
支払利息	45,625千円	支払利息	45,750千円

(株主資本等変動計算書関係)

第35期(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第35期事業年度期首 株式数 (株)	第35期 増加株式数 (株)	第35期 減少株式数 (株)	第35期事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	800	-	-	800
A種優先株式	763	-	-	763
合計	1,563	-	-	1,563

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

第36期(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第36期事業年度期首 株式数 (株)	第36期 増加株式数 (株)	第36期 減少株式数 (株)	第36期事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	800	-	-	800
A種優先株式	763	-	-	763
合計	1,563	-	-	1,563

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当金(円)	基準日	効力発生日
2020年6月18日	普通株式	256,000	利益剰余金	320,000	2020年3月31日	2020年6月26日
	A種優先株式	244,160		320,000		

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第35期(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	286,741千円
1年超	72,791千円
合計	359,533千円

第36期(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	47,422千円
1年超	25,368千円
合計	72,791千円

(金融商品に関する注記)

第35期(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

余剰資金については銀行預金(当座預金、普通預金、定期預金又は信託預金等)で運用しております。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

銀行預金は、本邦銀行に預け入れているものがあります。本邦銀行に預け入れているものは、その元本が預金保険制度の対象となっております。

営業債権である未収委託者報酬は、信託銀行により分別保管されている投資信託の信託財産から直接支弁されるので信用リスクは発生せず、また投資信託の決算日までに信託財産が減少し委託者報酬が支払えなくなるというマーケットリスクは非常に低いものと考えております。

営業債務である未払手数料は、回収不能となるリスクの非常に低い委託者報酬の入金後、これを原資に支払いをおこなうので、支払不能となる流動性リスクは非常に低いものと考えております。また、その他未払金については、その債務を履行するに十分な即時引出し可能な決済性預金を保有していることから、流動性不足はないものと考えております。

関係会社長期借入金は、返済日は最長で決算日後8年であります。固定金利の為、金利の変動リスクはございません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は本邦銀行における預金を預金保険制度の保険対象範囲に限定して信用リスクの軽減を図っており、その状況は代表取締役およびピクテグループファイナンスに報告されモニタリングされています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 2019年12月31日における金融商品の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は次のとおりであります。

(千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	4,506,488	4,506,488	-
未収委託者報酬	2,295,464	2,295,464	-
未払手数料	1,272,877	1,272,877	-
その他未払金	382,635	382,635	-
関係会社長期借入金	2,400,000	2,474,183	74,183

(2) 金融商品の時価の算定方法

現金・預金、未収委託者報酬及び未払金といった当社の金融商品は短期決済されるものなので、時価は帳簿価額にほぼ等しくなっております。したがって時価は当該帳簿価額によっております。

関係会社長期借入金の時価は、元金利の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 長期差入保証金(貸借対照表計上額286,676千円)は、本社オフィス等の不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金等であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

(4) 金銭債権の償還予定額は次のとおりであります。

(千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金・預金	4,506,488	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	2,295,464	-	-	-	-	-

(5) 関係会社長期借入金の決算日後の返済予定額は次のとおりであります。

(千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	-	-	-	1,200,000	-	1,200,000

第36期(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

余剰資金については銀行預金(当座預金、普通預金、定期預金又は信託預金等)で運用しております。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

銀行預金は、本邦銀行に預け入れているものがあります。本邦銀行に預け入れているものは、その元本が預金保険制度の対象となっております。

営業債権である未収委託者報酬は、信託銀行により分別保管されている投資信託の信託財産から直接支弁されるので信用リスクは発生せず、また投資信託の決算日までに信託財産が減少し委託者報酬が支払えなくなるというマーケットリスクは非常に低いものと考えております。

営業債務である未払手数料は、回収不能となるリスクの非常に低い委託者報酬の入金後、これを原資に支払いをおこなうので、支払不能となる流動性リスクは非常に低いものと考えております。また、その他未払金については、その債務を履行するに十分な即時引出し可能な決済性預金を保有していることから、流動性不足はないものと考えております。

関係会社長期借入金は、返済日は最長で決算日後8年であります。固定金利の為、金利の変動リスクはございません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は本邦銀行における預金を預金保険制度の保険対象範囲に限定して信用リスクの軽減を図っており、その状況は代表取締役およびビクテグループファイナンスに報告されモニタリングされています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 2020年12月31日における金融商品の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は次のとおりであります。

(千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	5,682,471	5,682,471	-
未収委託者報酬	2,752,470	2,752,470	-
未払手数料	1,561,855	1,561,855	-
その他未払金	450,148	450,148	-
関係会社長期借入金	2,400,000	2,461,851	61,851

(2) 金融商品の時価の算定方法

現金・預金、未収委託者報酬及び未払金といった当社の金融商品は短期決済されるものなので、時価は帳簿価額にほぼ等しくなっております。したがって時価は当該帳簿価額によっております。

関係会社長期借入金の時価は、元金利の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 長期差入保証金(貸借対照表計上額286,676千円)は、本社オフィス等の不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金等であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

(4) 金銭債権の償還予定額は次のとおりであります。

(千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金・預金	5,682,471	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	2,752,470	-	-	-	-	-

(5) 関係会社長期借入金の決算日後の返済予定額は次のとおりであります。

(千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	-	-	1,200,000	-	-	1,200,000

(有価証券関係)

第35期(2019年12月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

(千円)

区分	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	3,800	5,178	1,378
	小計	3,800	5,178	1,378
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	300	254	△45
	小計	300	254	△45
合計		4,100	5,433	1,333

2. 当期中に売却されたその他有価証券(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

該当事項はありません。

第36期(2020年12月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

(千円)

区分	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	3,800	6,781	2,981
	小計	3,800	6,781	2,981
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	300	254	△45
	小計	300	254	△45
合計		4,100	7,035	2,935

2. 当期中に売却されたその他有価証券(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第35期(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

第36期(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第35期(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

2. 退職給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
退職給付債務の期首残高	1,601,447
勤務費用	66,365
利息費用	4,759
数理計算上の差異の発生額	5,656
退職給付の支払額	△179,335
退職給付債務の期末残高	1,498,893

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
年金資産の期首残高	1,240,804
期待運用収益	12,408
数理計算上の差異の発生額	111,751
事業主からの拠出額	△6,209
年金資産の期末残高	1,358,755

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(千円)
積立型制度の退職給付債務	1,498,893
年金資産	△1,358,755
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	140,138

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(千円)
勤務費用	66,365
利息費用	4,759
期待運用収益	△12,408
数理計算上の差異の費用処理額	△106,095
退職給付制度に係る退職給付費用	△47,378

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、以下のとおりであります。

証券投資信託受益証券	17.71%
投資証券	43.22%
株式	13.33%
その他	25.74%
合計	100.00%

(注)年金資産は全て企業年金制度に対して設定した退職給付信託であります。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当期末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.20%
長期期待運用収益率	1.00%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は104,177千円であります。

第36期(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

2. 退職給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
退職給付債務の期首残高	1,498,893
勤務費用	119,882
利息費用	2,899
数理計算上の差異の発生額	12,851
退職給付の支払額	△91,864
退職給付債務の期末残高	1,542,661

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
年金資産の期首残高	1,358,755
期待運用収益	13,587
数理計算上の差異の発生額	84,774
事業主からの拠出額	△55,858
年金資産の期末残高	1,401,259

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(千円)
積立型制度の退職給付債務	1,542,661
年金資産	△1,401,259
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	141,403

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(千円)
勤務費用	119,882
利息費用	2,899
期待運用収益	△13,587
数理計算上の差異の費用処理額	△71,923
退職給付制度に係る退職給付費用	37,270

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、以下のとおりであります。

証券投資信託受益証券	25.88%
投資証券	35.70%
株式	11.72%
その他	26.71%
合計	100.00%

(注)年金資産は全て企業年金制度に対して設定した退職給付信託であります。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当期末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.20%
長期期待運用収益率	1.00%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は109,954千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

(千円)

区分	第35期 (2019年12月31日現在)	第36期 (2020年12月31日現在)
繰延税金資産		
退職給付引当金損金算入限度超過額	413,335	398,705
未払事業税否認	22,730	31,683
未確定債務	23,507	23,012
賞与引当金損金算入限度超過額	342,285	303,591
資産除去債務	20,969	21,972
その他	69,376	92,320
繰延税金資産小計	892,205	871,285
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額	408	898
繰延税金負債小計	408	898
繰延税金資産合計(純額)	891,796	870,386

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第35期 (2019年12月31日現在)		第36期 (2020年12月31日現在)	
法定実効税率 (調整)	30.62%	法定実効税率 (調整)	30.62%
交際費等永久に損金算入されない項目	1.45%	交際費等永久に損金算入されない項目	0.11%
住民税均等割	0.16%	住民税均等割	0.17%
		税額控除	△3.29%
その他	0.06%	その他	△0.44%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.29%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.18%

(資産除去債務関係)

第35期(2019年12月31日現在)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

- (1) 東京本社事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。
(2) 大阪連絡事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。

2. 当該資産除去債務の金額と算定方法

(1) 東京本社事務所用ビル

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は1.13%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。増床部分は使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.53%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(2) 大阪連絡事務所用ビル

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.96%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当期における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	81,540千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	196千円
資産除去債務の履行による減少額	-
期末残高	81,736千円

第36期(2020年12月31日現在)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

- (1) 東京本社事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。
(2) 大阪連絡事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。

2. 当該資産除去債務の金額と算定方法

(1) 東京本社事務所用ビル

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は1.13%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。増床部分は使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.53%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(2) 大阪連絡事務所用ビル

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.96%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当期における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	81,736千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	197千円
資産除去債務の履行による減少額	-
期末残高	81,933千円

(セグメント情報等)

第35期(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言代理業の単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

	投資信託委託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	16,420,074千円	421,864千円	1,066,013千円	17,907,952千円

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦外部顧客への営業収益が営業収益総額の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一顧客が存在しないため、記載を省略しております。

第36期(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言代理業の単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

	投資信託委託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	19,659,986千円	357,518千円	1,441,501千円	21,459,006千円

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦外部顧客への営業収益が営業収益総額の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一顧客が存在しないため、記載を省略しております。

(関連当事者との取引関係)

第35期(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ビクテ アンド シー グループ エスシーエー	スイス、 ジュネーブ	CHF148,500,000	グループ 管理会社	間接100%	グループ会社管理 に関するサービスの 提供	コーディネー ション手数料の 支払(注1)	67,062	未払金	-
親会社 (注7)	ビクテ アセット マネジメント ホールディング エスエー	スイス、 ジュネーブ	CHF40,000,000	グループ 管理会社	直接100%	資金の提供	長期借入金 の借入(注2)	-	関係会社 長期 借入金	2,400,000
							利息の支払 (注3)	45,625	未払金	10,250

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	ピクテ アセット マネジメント エスエー	スイス、 ジュネーブ	CHF21,000,000	資産運用 会社	-	投資運用の委託 契約 投資運用に関する サービスの提供	運用手数料 の支払(注4)	1,179,039	未払金	103,776
							運用手数料 の受取(注4)	106,778	未収 収益	28,170
							翻訳事務 手数料の受取 (注5)	217,436	未収 収益	-
同一の親会社を持つ会社	ピクテ アセット マネジメント リミテッド	英国、 ロンドン	GBP45,000,000	資産運用 会社	-	投資運用の委託 契約 投資運用に関する サービスの提供	運用手数料 の支払(注4)	233,210	未払金	54,570
							翻訳事務 手数料の受取 (注5)	5,300	未収 収益	5,300
							コミュニケーショ ン手数料の支払 (注6)	11,229	未払金	-
同一の親会社を持つ会社	ピクテ アセット マネジメント (ヨーロッパ) エスエー	ルクセン ブルグ	CHF8,750,000	資産運用 会社	-	投資運用の委託 契約 投資運用に関する サービスの提供 役員の兼任	運用手数料 の支払(注4)	46,827	未払金	15,314
							運用手数料 の受取(注4)	422,885	未収 収益	113,407
							翻訳事務 手数料の受取 (注5)	54,217	未収 収益	-
同一の親会社を持つ会社	ピクテ アセット マネジメント (ホンコン) リミテッド	香港	HKD30,000,000	資産運用 会社	-	投資運用に関する サービスの提供	トレーディング 手数料の支払 (注7)	18,857	未収 収益	4,467

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) コーディネーション手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

(注2) 長期借入金については、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

(注3) 支払利息については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

(注4) 運用手数料についてはファンド毎の契約運用資産に一定比率を乗じて決定しております。

(注5) 翻訳事務手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

(注6) コミュニケーション手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

(注7) トレーディング手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ピクテ アンド シー グループ エスシーエー(非上場)

ピクテ アセット マネジメント ホールディング エスエー(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

第36期(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ピクテ アンド シー グループ エスシーエー	スイス、 ジュネーブ	CHF148,500,000	グループ 管理会社	間接100%	グループ会社管理 に関するサービスの 提供	コーディネー ション手数料 の支払(注1)	92,935	未払金	-
親会社 (注7)	ピクテ アセット マネジメント ホールディング エスエー	スイス、 ジュネーブ	CHF40,000,000	グループ 管理会社	直接100%	資金の提供	長期借入金 の借入(注2)	-	関係会社 長期 借入金	2,400,000
							利息の支払 (注3)	45,750	未払金	10,250

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社を 持つ会社	ピクテ アセット マネジメント エスエー	スイス、 ジュネーブ	CHF21,000,000	資産運用 会社	-	投資運用の委託 契約 投資運用に関する サービスの提供	運用手数料 の支払(注4)	1,290,086	未払金	120,489
							運用手数料 の受取(注4)	112,452	未収 収益	29,756
							付随業務 手数料の受取 (注5)	169,472	未収 収益	-
							預け金 (注8)	-	関係会社 未収入金	47,462
同一の 親会社を 持つ会社	ピクテ アセット マネジメント リミテッド	英国、 ロンドン	GBP45,000,000	資産運用 会社	-	投資運用の委託 契約 投資運用に関する サービスの提供	運用手数料 の支払(注4)	211,987	未払金	48,118
							付随業務 手数料の受取 (注5)	4,610	未収 収益	4,615
							コミュニケーション 手数料の支払 (注6)	11,907	未払金	-
同一の 親会社を 持つ会社	ピクテ アセット マネジメント (ヨーロッパ) エスエー	ルクセン ブルグ	CHF8,750,000	資産運用 会社	-	投資運用の委託 契約 投資運用に関する サービスの提供 役員の兼任	運用手数料 の支払(注4)	62,425	未払金	17,477
							運用手数料 の受取(注4)	388,412	未収 収益	25,956
							付随業務 手数料の受取 (注5)	619,933	未収 収益	111,902
同一の 親会社を 持つ会社	ピクテ アセット マネジメント (ホンコン) リミテッド	香港	HKD30,000,000	資産運用 会社	-	投資運用に関する サービスの提供	トレーディング 手数料の支払 (注7)	40,801	未収 収益	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) コーディネーション手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

(注2) 長期借入金については、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

(注3) 支払利息については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

(注4) 運用手数料についてはファンド毎の契約運用資産に一定比率を乗じて決定しております。

(注5) 付随業務手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

(注6) コミュニケーション手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

(注7) トレーディング手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

(注8) 預け金については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ピクテ アンド シー グループ エスシーエー(非上場)

ピクテ アセット マネジメント ホールディング エスエー(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

(1株当たり情報)

	第35期 自 2019年1月1日 至 2019年12月31日	第36期 自 2020年1月1日 至 2020年12月31日
1株当たり純資産額(注1)	3,672,271円2銭	5,042,803円95銭
1株当たり当期純利益(注2)	315,001円86銭	1,020,777円23銭
損益計算書上当期純利益	492,347千円	1,595,474千円
1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式にかかる当期純利益	492,347千円	1,595,474千円
差額	-	-
期中平均株式数	1,563株	1,563株
普通株式	800株	800株
普通株式と同等の株式	763株	763株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。

(注1) 1株当たりの純資産額の計算方法

純資産額から優先株式にかかる資本金の額97,633千円を控除しております。

(注2) A種優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり当期純利益の算定上、普通株式に含めて計算しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第37期中間会計期間末
2021年6月30日

資産の部		
流動資産		
現金・預金		3,991,459
未収委託者報酬		3,089,000
未収収益		357,448
前払費用		253,658
その他		10,805
流動資産合計		7,702,371
固定資産		
有形固定資産	※1	288,814
無形固定資産		17,666
投資その他の資産		
投資有価証券		4,640
長期差入保証金		286,676
繰延税金資産		591,909
投資その他の資産合計		883,227
固定資産合計		1,189,708
資産合計		8,892,080
負債の部		
流動負債		
預り金		35,371
未払金		2,250,042
未払法人税等		105,009
賞与引当金		526,311
その他	※2	137,252
流動負債合計		3,053,986
固定負債		
関係会社長期借入金		2,400,000
退職給付引当金		26,691
資産除去債務		82,033
固定負債合計		2,508,724
負債合計		5,562,710
純資産の部		
株主資本		
資本金		200,000
利益剰余金		
利益準備金		50,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		3,077,607
利益剰余金合計		3,127,607
株主資本合計		3,327,607
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		1,762
評価・換算差額等合計		1,762
純資産合計		3,329,370
負債純資産合計		8,892,080

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第37期中間会計期間
自 2021年1月1日
至 2021年6月30日

営業収益		
委託者報酬		10,435,149
その他営業収益		763,512
営業収益計		11,198,661
営業費用及び一般管理費	※1	10,132,475
営業利益		1,066,185
営業外収益		8,985
営業外費用	※2	25,312
経常利益		1,049,858

税引前中間純利益	1,049,858
法人税、住民税及び事業税	73,012
法人税等調整額	278,597
中間純利益	698,247

(3) 中間株主資本等変動計算書

第37期中間会計期間(自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)

(単位:千円)

	株主資本				株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益 準備金	利益剰余金			その他 有価証券 評価 差額金	評価・換算 差額等 合計	
			その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	200,000	50,000	3,879,839	3,929,839	4,129,839	2,036	2,036	4,131,876
当中間期変動額								
剰余金の配当			△ 1,500,480	△ 1,500,480	△ 1,500,480	-	-	△ 1,500,480
中間純利益	-	-	698,247	698,247	698,247	-	-	698,247
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	△ 274	△ 274	△ 274
当中間期変動額合計	-	-	△ 802,232	△ 802,232	△ 802,232	△ 274	△ 274	△ 802,506
当中間期末残高	200,000	50,000	3,077,607	3,127,607	3,327,607	1,762	1,762	3,329,370

重要な会計方針

区分	第37期中間会計期間 自 2021年1月1日 至 2021年6月30日
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 (1) その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 3~18年 器具備品 2~15年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。
3. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支出見込額の当中間会計期間負担分を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職金に充てるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。過去勤務費用及び数理計算上の差異は、その発生年度に一括損益処理しております。
5. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

区分	第37期中間会計期間末 (2021年6月30日現在)
※1 有形固定資産の減価償却累計額	建物附属設備 357,952千円 器具備品 341,674千円
※2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額の重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

区分	第37期中間会計期間 自 2021年1月1日 至 2021年6月30日
※1 減価償却実施額	有形固定資産 33,105千円

	無形固定資産	5,376千円
※2 営業外費用のうち主要なもの	支払利息	22,625千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第37期中間会計期間(自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第37期事業年度期首 株式数 (株)	第37期中間会計期間 増加株式数 (株)	第37期中間会計期間 減少株式数 (株)	第37期中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	800	-	-	800
A種優先株式	763	-	-	763
合計	1,563	-	-	1,563

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配当金 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月16日	普通株式	768,000	利益剰余金	960,000	2021年3月31日	2021年6月25日
	A種優先株式	732,480		960,000		

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

(リース取引関係)

(借主側)

第37期中間会計期間(自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	288,330千円
1年超	165,117千円
合計	453,448千円

(金融商品関係)

第37期中間会計期間末(2021年6月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

1. 2021年6月30日における金融商品の中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	3,991,459	3,991,459	-
未収委託者報酬	3,089,000	3,089,000	-
資産計	7,080,460	7,080,460	-
未払金	2,250,042	2,250,042	-
関係会社長期借入金	2,400,000	2,480,941	80,941
負債計	4,650,042	4,730,983	80,941

2. 金融商品の時価の算定方法

現金・預金、未収委託者報酬及び未払金

これらは短期決済されるものなので、時価は帳簿価額にほぼ等しくなっております。したがって時価は当該帳簿価額によっております。

長期借入金の時価は、元金利の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

3. 長期差入保証金(中間貸借対照表計上額286,676千円)は、本社オフィス等の不動産賃借契約に基づき差入れた敷金等であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

(有価証券関係)

第37期中間会計期間末(2021年6月30日現在)

その他有価証券で時価のあるもの

(千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	投資信託受益証券	4,452	1,900	2,552
	小計	4,452	1,900	2,552
中間貸借対照表計上額が取得	投資信託受益証券	187	200	△12

原価を超えないもの	小計	187	200	△ 12
合計		4,640	2,100	2,540

(デリバティブ取引関係)

第37期中間会計期間末(2021年6月30日現在)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

第37期中間会計期間末(2021年6月30日現在)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首	81,933千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	99千円
資産除去債務の履行による減少額	-
当中間会計期間末残高	82,033千円

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

第37期中間会計期間(自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)

当社は、投資運用業及び投資助言代理業の単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

2. 関連情報

第37期中間会計期間(自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)

(1) 製品及びサービスごとの情報

	投資信託委託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	10,435,149千円	188,470千円	575,041千円	11,198,661千円

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦外部顧客への営業収益が営業収益総額の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一顧客が存在しないため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

	第37期中間会計期間 自 2021年1月1日 至 2021年6月30日
1株当たり純資産額	4,039,671円18銭
1株当たり中間純利益	446,735円65銭
中間損益計算書上の中間純利益	698,247千円
1株当たり中間純利益の算定 に用いられた普通株式にかかる中間純利益	698,247千円
差額	-
期中平均株式数	1,563株
普通株式	800株
A種優先株式	763株

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。

(注1) 1株当たりの純資産額の計算方法

純資産額から優先株式にかかる資本金の額97,633千円を控除しております。

(注2) A種優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり中間純利益の算定上、普通株式に含めて計算しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年3月12日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピクテ投信投資顧問株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ投信投資顧問株式会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役への責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役への責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

2021年9月10日

ピクテ投信投資顧問株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピクテ投信投資顧問株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第37期事業年度の中間会計期間（2021年1月1日から2021年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ピクテ投信投資顧問株式会社の2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年1月1日から2021年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいて

いるが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

公開日 令和3年10月5日
作成基準日 令和3年9月10日

本店所在地 東京都千代田区丸の内2-2-1
岸本ビル7F
お問い合わせ先 法務コンプライアンス部